

民法演習 I ・ 第14回講義（組合・団体）の補足説明

2017年7月12日

松岡 久和

今回も、私からの補足は、学習ポイントにない点などごく限られたものにします。今回の松岡とあるのは『物権法』（成文堂、2017年）の方です。

1 問1（予習課題には補足すべき点はない）

(1) 契約当事者の確定

学習ポイントにはこの項目はないが、講義の冒頭で触れたように、まず、誰がEの契約相手方なのかを確認しておく必要がある。EがB・Cの存在を過失なく知らず、 α 塾ことA個人と考えたとすれば、Aのみが契約相手であるとされる可能性はありうる。しかし、Eは、A・B・Cも連名の契約にすることを拒んでいて、B・Cの存在を知っており、 α 塾としての201号室の使用目的も α 塾としての教室等工事も十分承知して認めているため、Aを代表とする α 塾（すなわち組合員A・B・Cの全員）を相手方とする契約と考えるのが妥当である。

(2) 損益分配基準について

この点も学習ポイントには説明がないが、けっこう重要だと思う。

Aらに損益分配の割合の定めがあればそれに従う。そうした定めがないときは、出資の割合に応じて決まり（674条1項）、出資はたしかに金銭以外でも可能であり（667条2項）、ノウハウ等をも考慮して損益分配を決めることは可能である。ただ、675条で相手方である債権者がそうした内部事情を知らないと平等になる。等分に請求を受けたBやCが、異なる損益分配の基準がそれより低いこと、及び、それについてのEの悪意を主張・立証して減責を主張するか、又は、Eが、Aの責任割合が重いこと、及びそれを知っていたことを主張・立証すべきであろう（新675条2項ただし書を参照）。

(3) 組合及び「権利能力のない社団」と不動産登記名義（松岡63頁補足＊）

「権利能力のない社団」は、できる限り法人に近づけて問題を処理するために現在でも用いられている。ただし、不動産の登記手続は定型的審査で行われるため、登記官が団体の実体を判断することはできない。そのため、団体名義の登記も、団体の代表者の肩書き付の個人名義の登記もできず、代表者等の個人名義で登記するしかない（最判昭47・6・2民集26巻5号957頁。代表者の交代は委任の終了を登記原因とする）。法人格のない組合も同様である。こうして登記に関しては、法人格のない組合や権利能力のない社団には、権利主体性が認められない。

(4) マネーロンダリング防止法について

「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」（平14法32）やその後継の「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（平19法22）により、預金名義の扱いも厳しくなった。

(5) 「権利能力のない社団」と構成員の責任

参考判例③によれば、団体の取引上の債務は、団体構成員全員が負う1つの総有的債務であり、団体財産（総有財産）だけが責任を負い、団体構成員は債務も責任も負わないと

している。それゆえ、Aらは、組合のように分割された義務を負うことはなく、Eの請求を拒絶できる。学説には異論もある。西内・参考文献④は、営利性の有無のみならず、団体財産のガバナンスのあり方との関係でも、分割責任の併存の意味を見直せと指摘している。

本件のABCの団体のように組織が緩く、利益分配がされていそうな場合には、組合として処理する方法が正しかろう。

2 問2について

(1) 訴訟の適切な遂行

組合である「α塾」は代表が置かれており、訴訟能力がある（民訴29条）。講義で触れたように、Aが「α塾」を適切に代表して訴訟をすることは期待できないので、B及びCは、Aを代表から解任（更迭）して、代表をBかCに代えることができる（670条・672条2項）。AがBかCを抱き込んでしまったとすると、少数反対派は、組合から脱退する（678条ほか）かならう。

(2) 代表権限を逸脱した代表者の行為の対外的効力

(a) 組合の場合

BCが反対していた以上、乙の購入は、代表者の権限外の行為であり、不適法である。

しかし、参考判例④によれば、Gが代表権の制限につき悪意又は過失がある場合には、「α塾」は、効果不帰属を主張して、代金2000万円の返還を請求できる。

善意・悪意及び過失の有無の主張・立証責任をいずれに課すかについては、論理的に次のいずれの考え方も成り立つ。①代表権限の包括性を原則とすれば、問題は代理権濫用に近く、組合が相手方の悪意又は過失を主張・立証すべきことになる（学習ポイントの説明はこれによっているようである）。しかし、②無権代理であることを原則だと考えると、110条の表見代理としての保護を例外と考えることになり、相手方に善意・無過失の主張・立証責任があると考えられる（次述の法人の場合の代表権逸脱の場合と類似）。

(b) 法人及び権利能力のない社団の場合

一般法人法77条5項により、代表者の「権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない」。これを類推適用することになる。その立証責任については、同項の前身である2006年改正前民法54条でも争いがあり、判例は、履行請求に対して、権限の制限による効果不帰属が法人の抗弁、それに対する善意の主張・立証が相手方の再抗弁となると解している（最判昭60・11・29民集39巻7号1760頁〈LEX/DB 27100023〉）。

3 問3について

学習ポイントは、共有（合有）者の一人の請求を先に取り上げているが、問いに対する答えとしては、むしろ、代表のある組合には訴訟能力があり（民訴29条）、組合財産について所有権を有する組合である「α塾」（すなわち総組合員A・B・C）が妨害排除請求できるのは当然である、と答えるべきであろう。

共有者の一人による請求については、次のとおり。組合財産は、合有とはされるものの、一種の共有であり、潜在的ではあるが、各人が相互に制約された所有権である持分権を有すると解されている（七戸・参考文献⑤が、所有権は全体で1個で、共有権という特殊な所有権が認められ、各人は持分を有するにすぎないという考え方との対比を語っている）。それによれば、各人は、単独で保存行為として妨害排除請求権を行使できる（大判大7・4・19民録24輯731頁〈LEX/DB 27522632〉：事実関係不詳で通常の共有のようである、大判大10・7・18民録27輯392頁

〈LEX/DB 27523297〉：用水専用権の準共有の事例)。この訴訟は、必要的共同訴訟（民訴40条）ではない。上記大正10年判決は共有権確認は必要的共同訴訟であるという。

4 問4について（発展課題については補足すべきことはない）

学習ポイントは簡潔に過ぎるので補足しておく。不動産に対する強制執行は、執行債務者に登記名義がないと開始できないのが原則である。法人格のない社団を相手にした訴訟（民訴29条）において勝訴判決を得た場合、個人名義の不動産がその社団の構成員全員に合有的（組合の場合）又は総有的（権利能力のない社団の場合）に属することを確認する旨の確定判決またはこれに準じる文書とその債務名義に添付すれば、その不動産に対して強制執行ができると解されている（最判平22・6・29民集64巻4号1235頁〈LEX/DB 25442365〉。権利能力のない社団であった朝鮮総連事件）。組合についても同様に考えればよい。